

平成30年2月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気ストーブ（カーボンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うち電動アシスト自転車1件、液晶テレビ1件、
コンセント付洗面化粧台1件、
電気ストーブ（カーボンヒーター）1件、
スピーカー（充電式）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
（うち介護ベッド1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）1件、
電気ストーブ2件、IH調理器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201700285を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ユアサプライムス株式会社が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）について
（管理番号：A201700722）

①事故事象について

ユアサプライムス株式会社（法人番号：6010001059673）が輸入した電気ストーブ（カーボンヒーター）を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）3月19日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行うとともに、同日以降、販売店等への協力要請を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

③対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番※	販売期間	対象台数
電気ストーブ （カーボンヒーター）	YA-C945SR(WH)	2015年9月29日 ～ 2016年2月20日	18,940
	KYA-C915R(WH)		
	YA-C900S(WH)		

※YA-C945SR(WH) 及びKYA-C915R(WH) はリモコンタイプ
YA-C900S(WH) はメカタイプ

2016年（平成28年）3月19日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：28.3%（2018年2月2日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

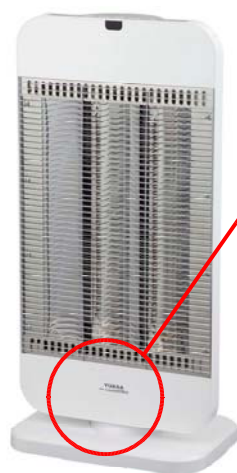
当該事故（管理番号：A201700722）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール同事象と考えられるもの及びリコール事象かどうか不明なもの、並びにリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	7	火災	2013年度	—	—
2016年度	6	火災	2012年度	—	—
2015年度	1	火災	2011年度	—	—
2014年度	—	—	2010年度	—	—

＜対象製品の外観及び確認方法＞

本体正面に表示されている型番を御確認ください。

リモコンタイプ



型番
YA-C945SR (WH)
KYA-C915R (WH)

いずれかの型番が記載

型番
YA-C900S (WH)

メカタイプ



強弱切替え用
のつまみあり

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ユアサプライムス株式会社 修理回収窓口

電話 番号：0120-801-798

受付 時間：9時～17時30分（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.yuasa-p.co.jp/wp/wp-content/uploads/2016/03/20170321.pdf>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700285	平成29年4月7日	平成29年8月10日	電動アシスト自転車	A6L82	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、当該製品のハンドルがロックし、転倒、負傷した。 調査の結果、当該製品は、ハンドルロック(前錠)とサークルロック(後輪錠)の組合せによって、前後錠前が連動する盗難防止機能を備えており、施錠・開錠はハンドルロックの「赤色」、「青色」のインジケータで表示するものである。当該製品のハンドルロックのインジケータ表示部(ケース外殻)に肉薄部を設け、過度の荷重が加わったときには同部が割れ、使用者に故障を知らせるものであったが、ハンドルロックが故障した際、使用者がハンドル操作及び錠の動作に異常があることを認識していたにもかかわらず使用を継続していたため、事故に至ったものと推定される。 なお、使用者は、ハンドルロックの故障時に、インジケータが開錠状態であることを示す「青色」だったため、ハンドルロック部の破損を看過した可能性があること、また、取扱説明書の説明が十分ではなかった可能性があることも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	平成29年8月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700715	平成30年1月15日	平成30年2月5日	液晶テレビ	TH-L19R2	パナソニック株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	平成30年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700717	平成30年1月27日	平成30年2月5日	コンセント付洗面化粧台	SJ-75M1JK	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長崎県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700722	平成30年1月12日	平成30年2月7日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	YA-C945SR	ユアサブプライム株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。	沖縄県	平成30年2月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成28年3月19日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:28.3%
A201700723	平成29年12月29日	平成30年2月7日	スピーカー(充電式)	otobox01-bk	株式会社ポスタリテイ ト (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700716	平成30年1月19日	平成30年2月5日	介護ベッド	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品から立ち上がろうとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。当該製品の組立状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201700718	平成29年12月29日	平成30年2月5日	バッテリー(リチウムイオン、電動リール用)	火災	係留中の船内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月31日
A201700719	平成30年1月17日	平成30年2月6日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201700720	平成30年1月3日	平成30年2月6日	電気ストーブ	火災 死亡2名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月29日
A201700721	平成30年1月15日	平成30年2月6日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	平成30年1月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電動アシスト自転車（管理番号：A201700285）



液晶テレビ（管理番号：A201700715）



スピーカー（充電式）（管理番号：A201700723）

